

# 第1章 強靱化の基本的考え方

## 1 強靱化の理念 ～強くて、しなやかな「清流の国」を次世代に引き継ぐために～

本県は、3千メートル級の山岳地帯から海拔ゼロメートルの水郷地帯まで変化に富んだ複雑な地形を有し、長良川などの清流に代表される自然は、本県の豊かな暮らしや文化を育んできた。その一方で、古来、あまたの災害に見舞われるも、先人たちは、たゆまず治山・治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、「清流の国」岐阜県を築き上げてきた。

そして今日、人口減少社会が到来し、地域コミュニティの崩壊が言われて久しい中、災害に強く、しなやかで、活力に満ちた「清流の国」岐阜県をつくり、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは今一度、豪雨災害や巨大地震といった「万一」の危機を直視し、「災害を忘れることなく」、平時からの備えを行っていかなければならない。

### （これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取組みを強化する）

平成 22 年に発生した7.15豪雨災害や東日本大震災など過去の災害の教訓を踏まえ、これまで積み重ねてきたハード・ソフト両面からの取組みの成果を活かしつつ、国や隣県等と連携し、市町村、企業、関係団体、そして県民が一体となって、頻発する豪雨災害や今にも起こり得る巨大地震、火山噴火等の大規模自然災害に備えた事前防災・減災及び迅速な復旧復興に向けた取組みの強化を図っていく必要がある。

### （「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る）

「清流の国」「木の国・山の国」である本県においては、国土保全の観点から、多面的機能を有する森林や農地が適切に保全されることが重要であり、農山村、中山間地域における営みとその重要な役割を担っている。また、我が国の豊かな伝統、地域文化の源である農山村や中山間地域が元気であることは、地域コミュニティの活力（＝災害対応力）を高めるうえでも重要である。

### （日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する）

日本の真ん中、東西・南北交通の要衝にある本県は、沿岸部の幹線が被災した際に備えた代替ネットワークを確保すること、あるいは首都機能のバックアップ拠点や企業の本社機能の誘致といったリスク分散の適地としての役割を担うことなど、国全体の強靱化に貢献することが期待されている。

## （自助、共助及び公助による災害対応力の強化を図る）

東日本大震災など過去の大規模災害では、住民同士の助け合いによって、多くの命が救われている。「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進めるとともに、県民、学校、企業、ボランティア等との連携を深め、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による県民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

こうした理念のもと、強靱化の取組みを県民一体となって進めることにより、本県の持続的成長、地域の発展につなげていく。

## 2 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、岐阜県強靱化計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 県民の生命の保護が最大限図られること
- 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

## 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

### （1）本県の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少や過疎化の進行など、本県を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。

- ・7. 15豪雨災害など過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組みに当たること。
- ・東西・南北交通の結節点に位置する本県の地理的な重要性や災害リスクを踏まえ、隣県との連携など広域的な視点から取組みを進めること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たること。

## (2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ・非常時のみならず、日常の県民生活の安全安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(参考) 国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要約)

- |  |
|--|
| <p>(1) 国土強靱化の取組姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進</li> <li>②長期的視野を持った取組推進</li> <li>③地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土への転換</li> <li>④経済社会システムの潜在力、抵抗力、適応力の強化</li> <li>⑤適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進</li> </ul> <p>(2) 適切な施策の組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ</li> <li>⑦国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担</li> <li>⑧平時の有効活用</li> </ul> <p>(3) 効率的な施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨施策の重点化の推進</li> <li>⑩既存の社会資本の有効活用</li> </ul> |
|--|

- ⑪民間資金の積極的活用
- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の推進と成果の普及
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
  - ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
  - ⑯女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
  - ⑰自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮